

**カシオペア果物振興プロジェクト事業
産地情報発信に係る業務**

業務仕様書

**平成 30 年 6 月
岩手県県北広域振興局**

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「カシオペア果物振興プロジェクト事業の産地情報発信に係る業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の概要

下記業務の企画、制作、動画・写真撮影、映像作成業務の委託

(1) 目的

二戸地域のブランド果物について、りんごの収穫時期を中心に、メディア（テレビ・ラジオ・YouTube）を活用した各種情報発信により、ブランド果物の評価向上との果物産地としての認知度向上を図る。

※ 二戸地域のブランド果物・キャラクターについては、参考資料 参照

(2) 業務件名

カシオペア果物振興プロジェクト事業の産地情報発信に係る業務

(3) 業務概要

下記業務の企画、制作、動画・写真撮影、映像作成業務の委託

(4) 業務内容

二戸地域のブランド果物について、りんごの収穫時期を中心に、メディア（テレビ・ラジオ・YouTube）を活用した各種情報発信により、ブランド果物の評価向上と果物産地としての認知度向上を図る。

ア 著名人・アナウンサー等の出演によるブランド果物と産地紹介

イ 上記の YouTube 用動画撮影・編集

ウ 県内テレビ局各社の情報番組でのブランド果物と産地紹介

エ 県内ラジオ局各社の情報番組でのブランド果物と産地紹介

(5) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 2 月 28 日まで

(6) 委託予定額

1,993 千円以内（税込）

2 企画提案にあたって

(1) 提案にあたっての基本的考え方

参加者は、本業務の趣旨及び基本認識に沿って、下記(2)の視点に基づき、効率的・効果的な企画を提案すること。

(2) 企画提案を求めるに当たっての視点

- ア 予算の範囲内で、事業の効果的な情報露出拡大を図り、県内外へ幅広く周知される事業とすること。
- イ 事業実施時の一時的な盛り上がりにとどまらず、地元の関係団体等と連携を図るなど、事業の効果が継続的に期待できるような事業内容に留意すること。
- ウ 自主事業等、1の(4)の業務内容以外の事業を行う場合、特に事業効果が高いと思われるものについては、提案を妨げない。

3 企画提案書の作成

(1) 企画提案書の作成

- ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」、「2 企画提案にあたって」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。
 - (ア) 企画実施のコンセプト・全体イメージ
 - (イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）
 - (ウ) 実施スケジュール
 - (エ) 業務の監理体制
- イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ若しくは横A4判上綴じにまとめること。
- ウ 企画提案は、コンペ参加者(共同提案にあつては当該共同体)1者につき1提案とすること。
- エ 企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- オ 企画提案は全て、企画提案書に記載すること。
- カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

(2) 積算内訳書の作成

- ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。
 - なお、提案に係る費用の総額は、1の(6)に定める委託予定額を超えないこと。
- イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県北広域振興局長あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印のうえ、提出すること。

(3) 企画提案書等の提出

- ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。
 - (ア) 企画提案書 10部
 - (イ) 積算内訳書 10部
- イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

(4) 企画提案の無効

- 下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ア 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 90 条(公序良俗違反)、第 93 条(心裡留保)、第 94 条(虚偽表示)又は第 95 条(錯誤)に該当する企画提案
- イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案
- ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案
- エ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)のイにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)のイにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成 13 年岩手県条例第 7 号)を遵守しなければならない。

参考資料 1

北いわて二戸地域のブランド果物カレンダー

いわての二戸地域はフルーツのふる里。次から次と華やかな果物が実り続けます



7月 夏恋 (かれん)

「佐藤錦」の中から、糖度17度以上で、大粒かつ色合いの濃いものを厳選した「夏恋(かれん)」は県内でもトップブランドのさくらんぼです。

8月 カシオペアブルー

ブルーベリー品種「チャンドラー」の中でも直径24mm以上の大玉のものは、「カシオペアブルー」というブランドで贈答用として出荷されます。

9月 エーデルロツソ

平成22年に生まれた岩手オリジナルの「エーデルロツソ」は、赤い大粒の実と強い甘み特徴です。(平成26年から販売予定です。)

10月 紅いわて

「紅いわて」は、平成21年に生まれた岩手オリジナルのりんごです。りんごのシーズンが始まる10月に採れる、着色がよく糖度が高いりんごとして人気があります。

11月 カシオペア・クインサンふじ

りんごの王様「ふじ」の中でも、特に糖度が高く蜜の入ったものを光センサーを使って厳選した「カシオペア・クインサンふじ」は贈答用として非常に人気のブランドです。

12月 冬恋 (ふゆこい)

甘い黄色い品種「はるか」。その中でも雪が降るまで糖度を高め、蜜入りが優れた「冬恋(ふゆこい)」というブランドは、香り、甘さ、歯ごたえともに最高級のりんごです。

発行 二戸農業改良普及センター TEL0195-23-9208 FAX 0195-23-9387
 二戸地域振興センター TEL0195-23-9201 FAX 0195-25-4062
 〒028-6103 岩手県二戸市石切所字荷渡 6-3 二戸地区合同庁舎内

いわてブランド果物きょうだい

参考資料 2

カシオペア果物振興プロジェクトのPRに使用可能なキャラクター



さくらんぼキャラ
さくらちゃん



ブルーベリーキャラ
ブルーくん



りんご(はるか)キャラ
冬恋ちゃん



りんご(ふじ)キャラ
ふじのちゃん